

## 10月教育委員会会議録

日時：令和7年10月16日（木） 午後2時00分  
場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和7年10月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>木阪委員と廣兼委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第1号、議案第2号は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	それでは、議案第1号、議案第2号については非公開で審議することといたします。
教 育 長	<p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号について、県立高校再編整備推進室から説明をお願いします。</p>
県立高校再編整備推進室次長	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関する、第3号議案について、お諮りいたします。</p> <p>今回の改正は、7月に公表しました入学定員に係る規則の改正が主な内容です。資料の12ページをご覧下さい。そちらに改正の概要をお示ししております。</p> <p>まず、「1. 改正の趣旨」についてですが、令和8年度の入学定員の策定等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>次に、「2. 改正の内容」についてですが、(1)にありますように、規則にある別表1のうち、柳井高等学校等の開校、岩国商業高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改めるとともに、(2)にありますように、規則にある別表2のうち、岩国高等学校附属中学校等の開校、高森みどり中学校の生徒募集の停止に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改め、また、(3)にありますように、規則にある別表3のうち、下関中等教育学校の入学定員の変更に伴い、同校の第1学年生徒定員を改めるものです。</p> <p>なお、「3. 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。</p> <p>以上、御審議をお願いいたします。</p>

教 育 長	ただいま県立高校再編整備推進室から議案第3号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
教 育 長	議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第3号を承認いたします。
教 育 長	それでは、報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	<p>「令和8年度教職員人事異動方針」を、お手元の資料13ページのとおり定めましたので、概要について御報告します。</p> <p>この人事異動方針は、今年度末の人事異動を行うに当たっての基本方針を示したもので、ます、人事異動の基本的な考え方ですが、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、「本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制やICT環境を生かして」地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがキャリアステージに応じた資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、いじめ・不登校対策の支援、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下について御説明いたします。「1」に示していますように、教職員全体について、専門性や教職員構成等を踏まえて、適切な配置を進めることとしています。「2」ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、家庭、地域・社会と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。「3」についてですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、計画的な配置を行うこととしています。最後の「4」ですが、地域間、校種間等における人事交流を積極的に推進していきます。</p> <p>このような方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、この異動方針は、来月上旬に全ての公立学校の教職員に、周知することとしています。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	ただいま教職員課から報告事項1について説明がありました、意見、質問はありますか。

和 泉 委 員	<p>御説明ありがとうございます。</p> <p>異動方針に関しましては、毎年、各市町教育委員会、各学校、先生方の御希望等を踏まえながら、適材適所でやられているかなと思っております。その反面、教員不足というのも非常勤がなかなか見つからないことや、毎年のように人員が足りないというようなところも、年度末になると人員を探すことが非常に大変だという声も聞いております。</p> <p>そういったなかで、今年から採用試験が早まって合格も早くなって、新採の確定も少し早まったのではないかと思うのですが、それに沿って人事を少し前倒しに動かして毎年、人事異動の新聞発表は3月末と思うのですけども、各先生方、内示等はあるのでしょうかけども、各学校、年度末の引き継ぎなど大変忙しいという声も聞くんですけども、採用人事の早期化、採用試験の早期実施があることに関して、そういった人事異動の動き出しを早くして、非常勤や足りないところの再雇用も含めて、そういったところも動き出せるのか、やはり3月末の新聞発表も含めて先生方が余裕を持って引き継ぎできるような、スケジュール等になったらいいのかなと個人的に思っていたのですが、いかがでしょうか。</p>
教 職 員 課	<p>御質問ありがとうございます。</p> <p>御指摘のありましたように年度末、欠員があつたり、年度末の引き継ぎの関係でなかなかドタバタしたりだというふうな声があることは承知しております。採用試験を早期化したこともありますが、人事異動については、教員との管理職との間でしっかり話を聞いて事情を踏まえた上での異動である等、しっかり慎重に判断する必要もありますので、我々も11月上旬に希望調査票などを配って方針も発出して、早めに全体には周知するようにしております。ただ、仰いました内示などのスケジュール感につきましては、今年度は早期化というところまではまだ至ってはいませんが、課題としては捉えてはおります。</p>
和 泉 委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>是非、よりスムーズな人事異動が実現できるように、検討していくだけだと思います。</p> <p>それと、もう1点、「4」のところで、小中の人事交流や、高等学校における人事交流などということで、校種間の連携等も、その方針で進めていただければなと思っております。ただ、他県の様子を見ると、高校と中学の間の人事交流も成されている例もあると思うのですが、この文章ではそこは表現されていないなど、お見受けしましたが、現在の中高の人事交流は、あるのでしょうか。コミュニティ・スクール等も含めて、校種間の連携っていうは、小中だけでなく中高も重要じゃないかなと思ったので、そのあたりの現状を教えていただければと思います。</p>
教 職 員 課 長	<p>御指摘のありました校種間のところというのは一部では実施はしております。異校種での経験というところは、管理職であつたり、教員でもありますし、また先ほどの特別支援との行き来というところも、視野に入れて人事交流を行っております。</p>

伊 藤 委 員	<p>現在、校長先生や教頭先生は重責がございまして、なかなか管理職にはなりたくないという思いが強い先生もいらっしゃるかと思いますけども、有能な先生には、管理職になっていただきたいという思いは、皆さん思っておられると思うんですけども、教育委員会の中がよくわからないんですけども、推薦制度というものはあるんでしょうか。教えていただけたらと思います。</p>
教 職 員 課 長	
伊 藤 委 員	<p>ありがとうございます。管理職の任用についてですが、推薦というものについては、現所属の校長の推薦、それから御本人の志願によるものの2通りがございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。有能な先生方には、ぜひ管理職になっていただけならなと思います。よろしくお願ひします。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。</p>
高校教育課長	<p>次に、報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>令和8年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について、御報告いたします。会議資料の14ページから22ページ、入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示しておりますので、これをもとに御説明いたします。なお、教育委員の皆様には、本実施要領の冊子もお配りしております。</p> <p>まず、資料の14ページを御覧ください。本実施要領は、7月8日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月3日に発表したところでございます。</p> <p>それでは、令和8年度入学者選抜について、要点に絞って御説明させていただきます。</p> <p>まず、ページの一番下1(5)にありますように、来春の入学者選抜からWEB出願システムを導入することとしています。これにより、生徒・保護者の利便性の向上と、中学校・高等学校教員の抜本的な負担の軽減を実現してまいります。</p> <p>次に、次ページの2(1)ウにありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集における学力検査は、3月5日(木)に国語、数学、英語、社会、理科の順で行います。</p> <p>続いて17ページに飛びますが、3.特色選抜につきましては、今回の令和8年度選抜から推薦入学に代えて実施するものです。面接等は、(2)イにありますように、2月4日(水)に実施いたします。</p> <p>また、19ページの4.第二次募集につきましては、同じく(2)イにありますように、面接等を3月23日(月)に実施いたします。</p> <p>なお、次のページの5.秋季入学者選抜につきましては、山口松風館高校のみの実施となります。(2)イにあるように、8月19日(水)に実施いたします。</p> <p>最後に、22ページを御覧ください。ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について主な内容をお示しております。3の検査</p>

	<p>は、3月2日(月)に実施いたします。</p> <p>なお、令和8年度入学者選抜が遗漏なく行われますよう、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした本実施要領に関する説明会及びWEB出願システムの操作説明会を現在オンラインで開催しているところです。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	ただいま高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
木 阪 委 員	いつもありがとうございます。WEB出願システムについて、今回、2月13日から2月24日ということで、約10日間ということなんですが、当初決めた昨年の期間では短いので、延ばしてみようということで、そちらを反映して今回の期間になったと思いますけれど、直近のそういった反省を踏まえて、色々な御意見があつてこの期間になったかと思いますが、それに関して解説といいますか、何かありましたらお願ひしたいと思います。
高校教育課長	出願期間になりますが、今年度は、先ほど御説明しましたようにWEB出願ということで、全中学生が初めての体験になります。そのため、実際の出願期間前に、例えば第一次募集でいきますと、2月13日から出願期間が始まりますが、その前に、2月5日から、第一次募集の事前手続期間を設けまして、事前に自分の名前や志願高校を入力して、出願に備える手続きを中学校と一緒にやって行っていくことができるような期間を設けております。それから特色選抜にも、その前にかなりの期間をとりまして、第一次募集と同じように、事前の入力作業ができ、出願期間が始まれば、即出願ができるよう準備期間を設けたところでございます。
木 阪 委 員	ありがとうございます。WEB出願システムを申し込む方も、受ける方も、余裕を持った対応ができるということで、納得いたしました。
和 泉 委 員	新しい取組ということで、生徒さんも、親御さんも大変関心が高いかなと思います。それでお伺いしますが、これまでの校長推薦の入試と今回の入試では、面接や、学校独自検査等があつてそれぞれ学校で特性を出されると思うのですが、これまでの校長推薦の状況がよく分からなかつたので、そことの違いを教えていただければと思います。
高校教育課長	従来の推薦入学におきましては、面接はどの学校も行っておりましたが、基本的に中学校の校長が、中学校のなかでの生徒の活動を見て推薦できると、その高校の特色に合う、生徒を推薦していただいて、その推薦された生徒に対して、面接を中心としながら、実技検査や、小論文などを学校が独自に課すとしていました。今回は、新しく特色選抜ということで、中学校の校長の推薦は必要なく、生徒が自分で応募要件に合うと思えば出願できる制度にしていますが、高校ごとに行

	うことができる独自検査のメニューを、従来の実技検査や、小論文のみならず、口頭試問や基礎学力検査など、幅広に高校が特色に応じた選抜ができるような体制にして、実際にどのメニューで行うかというのは各高校で考えるという選抜に変わることでございます。
和 泉 委 員	いただいた本実施要領の別紙5を拝見しますと、各高校がどんなことをやられているかということで、基礎学力検査の問題を作るのでしようけども総合問題を作る高校、あるいは口頭試問などで、募集人員の50%ぎりぎりまでの高校もかなりあるようですので、高校の先生方の対応も特に面接であると順番や部屋割りなど、いろいろ大変な御苦労もあるのではないかなど思います。初めてで受験生も緊張していると思いますので、ぜひ滞りなく進められるよう各学校も準備を行っていただけたらなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。
教 育 長	それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。
教 育 長	次に、報告事項3について、学校安全・体育課から説明をお願いします。
学校安全・体育課長	<p>「スクールソーシャルワーカー採用選考について」御説明いたします。資料の23ページを御覧ください。</p> <p>まず、「1.スクールソーシャルワーカーについて」ですが、福祉の専門性を有するものとして、不登校、いじめや暴力行為、貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援や健全育成等を図るため、関係機関と連携し、保護者への支援、学校への働きかけなどに従事します。</p> <p>次に、「2.現状・課題等」についてですが、現在、令和4年度にスクールソーシャルワーカー1名を正規雇用し、やまぐち総合教育支援センターに単年度雇用である会計年度任用職員の3名を加えた4名のスクールソーシャルワーカーを配置しているところです。また、各市町においても、各市教委においてスクールソーシャルワーカーが配置されています。</p> <p>こうした中、スクールソーシャルワーカーによる子どもやその家庭への支援件数が、ここ数年800件を超えるなど増加し、また、案件も複雑化しており、現状の支援体制では、長期に継続した支援や緊急時の迅速な対応が困難な状況となっています。このため、経験を積み重ねた中核となる人材を確保・育成し、正規職員として、スクールソーシャルワーカー1名を採用することにより、支援体制の強化を図ることとしたいと考えています。</p> <p>「3.採用選考について」は、スクールソーシャルワーカーを1名程度、来年4月1日から採用し、やまぐち総合教育支援センターに配置する予定です。（3）業務内容は、県立学校及びその生徒・保護者への支援のほか、やまぐち総合教育支援センターで会計年度任用職員として任用しているスクールソーシャルワーカーや市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言、また、やまぐち総合教育支援センター職員に対する専門家としての指導助言を行うこととしています。</p>

	<p>(4) 応募資格は、昭和39年4月2日以降の生まれで、社会福祉士などのいずれかの資格を有し、スクールソーシャルワーカーとして3年以上の活動実績のある者としています。(5) 受付期間は、10月27日(月)から11月17日(月)までとしています。</p> <p>「4. 選考の期日」については、第1次選考は、11月下旬に論文、職務等経歴書の内容を審査、第2次試験は12月下旬に面接を実施後、年内に最終合格者の発表を予定しています。</p> <p>なお、募集内容の詳細については、24ページからの「令和7年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験募集案内」のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
教 育 長	ただいま学校安全・体育課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
伊 藤 委 員	現在、周囲にも支援する子供たち、不登校児が多くて、スクールソーシャルワーカーのいることによって救われる子供たちが本当にたくさんいるということを存じ上げています。その中で採用選考とは話は違うんですけども、各市町村にも、スクールソーシャルワーカーの専門員がいて、そして合同研修会などがあって、県と市町村のスクールソーシャルワーカーさんと情報共有できるところがあるんでしょうか、その辺を教えていただけたらと思います。
学校安全・体育課長	県スクールソーシャルワーカー4名ですが、市町へアドバイスに入ることや、お互いに情報交換するなどといった機会は必ず設けるようにしております。また、スクールカウンセラーも関係してまいりますので、総合的にそういった支援体制を整えています。また、年1回程度、県スクールソーシャルワーカーが市町へ訪問して状況や、また当然、きょうだいがいたりなど家庭状況もありますので、県スクールソーシャルワーカーと市町スクールソーシャルワーカーが緊密に連携するなど、多々取り組んでいるところでございます。
教 育 長	それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は、令和7年11月19日(水)午後2時00分を予定しております。よろしくお願いします。